

令和2年 第22回 福岡市選挙管理委員会

12月21日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載者数について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和3年1月12日（火） 午前10時30分
- ・ 令和3年1月20日（水） 午前10時10分
- ・ 令和3年2月5日（金） 午前10時30分

報告事項

筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載者数について

令和2年12月5日に確定した筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載者数は次のとおりである。この名簿は、平成30年9月1日現在で住所、漁業従事日数等の要件を調査し、同年12月5日に確定したものを令和2年10月20日から11月3日まで縦覧に供したものである（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が平成30年12月14日に公布されたことに伴い、同日以後は、選挙人名簿の調製を行わないこととなっている。選挙人名簿は、委員の在任期間（令和3年3月31日まで）中は据置くこととなっており、異議申立に基づく修正及び死亡による修正を委員の在任期間中は行う必要がある。）。

単位：人

投票区名	令和2年12月5日現在				R1. 12. 5 現在	R2-R1 増減
	男	女	法人	計		
志賀第一	48	0	0	48	48	0
志賀第二	23	7	0	30	30	0
和 白	12	0	0	12	12	0
箱 崎	9	0	0	9	9	0
(東区計)	92	7	0	99	99	0
博 多 区	1	0	0	1	1	0
中 央 区	30	18	0	48	48	0
南 区	2	0	0	2	2	0
早 良 区	5	0	1	6	6	0
姪 浜	53	27	0	80	81	△ 1
能 古	18	0	0	18	18	0
今 津	4	0	0	4	4	0
宮 浦	85	48	0	133	133	0
玄 界 島	97	78	0	175	178	△ 3
西 浦	55	45	0	100	101	△ 1
(西区計)	312	198	0	510	515	△ 5
(福岡市計)	442	223	1	666	671	△ 5

30 水管第 2064 号
平成 30 年 12 月 14 日

総務省自治行政局選挙部選挙課長 殿

水産庁資源管理部漁業調整課長

漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴う海区漁業調整委員会の委員の
選挙の取扱いについて

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）
が本日公布されたことに伴い、同日以後、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「現行法」
という。）の規定に基づく海区漁業調整委員会の委員の選挙（以下「選挙」という。）の
取扱いが変更されます。

つきましては、下記事項について都道府県及び市町村の選挙管理委員会に周知いただく
とともに、海区漁業調整委員会に関する業務の円滑な実施について、引き続き御協力のほ
どお願いいたします。

記

1 改正法の内容

改正法により、海区漁業調整委員会の漁業者委員（漁業者又は漁業従事者の代表たる
委員）の選任方法を見直し、従来の選挙により選任する制度を廃止し、都道府県知事の
任命により選任することとされたところです。

このため、改正後の漁業法においては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）を準用
する規定や、選挙管理委員会に係る事務に関する規定がありません。

2 施行期日及び経過措置

改正法の施行日は、公布日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日とされ
ておりますが（改正法附則第 1 条）、その経過措置として、

- ① 公布日以後は、選挙は行わない（改正法附則第 14 条第 1 項）
- ② 公布日以後は、海区漁業調整委員会の選挙人名簿を調製しない（改正法附則第 14
条第 2 項）

- ③ 委員の任期は、平成 33 年 3 月 31 日まで延長する（改正法附則第 15 条第 1 項）
- ④ 改正法の施行の際、現に在任する委員については、なお従前の例により在任する（改正法附則第 15 条第 2 項）

こととされており、①から③までの規定は公布の日から施行されます。

したがって、公布日以後は、委員に欠員を生じた場合の選挙に関する事務、毎年の選挙人名簿の調製に関する事務を行う必要はありません。

3 残存事務

選挙管理委員会の管理の下に実施された選挙により選出された委員の在任期間中は、これらの事務以外の、当該委員に対する解職請求に関する事務、解職請求のために必要となる海区漁業調整委員会の選挙人名簿についての据置き、縦覧に係る告示、縦覧期間内の異議申立てに基づく修正等に関する各種の事務等については、引き続き、選挙管理委員会で行う必要があります。

特に、選挙人名簿については、現行法第 89 条第 3 項から第 9 項までは適用され、選挙人名簿の据置義務が残る委員の任期満了までは、これらの規定に基づく事務を行う必要があります。

なお、現行法第 89 条第 2 項については「前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるとき」と同条第 1 項の申請に係る規定であることから、当該規定に基づく選挙人名簿の調製は行いません。例えば、年齢が 18 歳に到達して選挙資格を得た場合でも、職権による選挙人名簿の調製は行いません。しかし、現行法第 94 条で準用する公職選挙法第 24 条第 1 項の異議の申出があった場合には、当該申出の手続きに基づいて選挙人名簿の修正が行われることとなります。

また、漁業者委員に欠員が生じた場合には、改正法附則第 15 条第 3 項に基づき都道府県知事が委員を選任することになります。

4 新たな制度への円滑な移行の協力について

改正後の漁業法においては、海区漁業調整委員会に関し選挙管理委員会が担う選挙事務はありませんが、新たな制度へと完全に移行するまでの間は、3 のとおり選挙管理委員会に必要な事務を行っていただくことになることから、制度の円滑な移行に向け、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

【参考】

1 海区漁業調整委員会

(1) 主な所掌事項（漁業法（昭和24年法律第267号。以下「現行法」という。）第83条）

海区漁業調整委員会は、海区内における漁業に関する事項を処理する都道府県の行政委員会（地方自治法第180条の5第2項）であり、主な事務は次のとおりである。

- ・ 漁業計画の策定や漁業権の免許について、都道府県知事に意見を述べ、実質的に決定すること。
- ・ 入漁権や漁業施設の使用権に係る裁定を行うこと。

(2) 委員の構成（現行法第85条）

- ・ 選挙による委員9人（農林水産大臣の指定する海区では、6人）
- ・ 都道府県知事の選任による委員6人（農林水産大臣の指定する海区では、4人）
うち、学識経験委員 4人（農林水産大臣の指定する海区では、3人）
公益代表委員 2人（農林水産大臣の指定する海区では、1人）

※ 筑前海区は、「農林水産大臣の指定する海区」であるため、委員の構成は上記の（ ）書きのとおりである。

(3) 委員の任期（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。）附則第15条第1項・第2項）

委員の任期は、令和3年3月31日まで延長する。（現在の委員の任期は、令和2年8月14日までであった。）。改正法の施行の際、現に在任する委員については、なお従前の例により在任する。

2 海区漁業調整委員会が設置される海区（現行法第84条）

農林水産大臣が定めて公示することとされている。福岡県関係は、次のとおり。

- ・ 福岡県豊前海区 大分県と福岡県との境から北九州市門司区門司崎灯台に至る地先海面
- ・ 福岡県有明海区 柳川市と佐賀県との境から福岡県と熊本県との境に至る地先海面（有明海）
- ・ 筑前海区 北九州市門司区門司崎灯台から福岡県と佐賀県との境に至る地先海面

3 筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を調製する市町村（筑前海区に沿う等の市町村）

北九州市門司区・小倉北区・若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区，
遠賀郡芦屋町，岡垣町，宗像市，福津市，古賀市，糟屋郡新宮町，
福岡市東区・博多区・中央区・南区・早良区・西区，糸島市

(関係法令)

○ 改正法による改正前の漁業法

(設置)

第 84 条 海区漁業調整委員会は、海面 (…(略)…) につき農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により…(略)…海区を定めたときは、これを公示する。

○漁業法第 84 条第 1 項の海区 (昭和 25 年 5 月 13 日農林省告示第 129 号)

漁業法 (…(略)…) 第 84 条第 1 項の規定により、海区を次のように定める。

〈福岡県関係〉

海区の名称	海	区
福岡県豊前	大分県と福岡県との境から北九州市門司区門司崎灯台に至る地先海面	
筑前	北九州市門司区門司崎灯台から福岡県と佐賀県との境に至る地先海面	
福岡県有明	柳川市と佐賀県との境から福岡県と熊本県との境に至る地先海面 (有明海)	

(構成)

第 85 条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 (略)

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 次条の規定により選挙権を有する者が同条の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者 9 人 (農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、6 人)

二 学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者 6 人 (前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、4 人)

4 (以下、略)

○漁業法第 85 条第 3 項第 1 号の主務大臣が指定する海区 (昭和 38 年 9 月 6 日農林省告示第 1172 号)

漁業法 (…(略)…) 第 85 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、同号の主務大臣が指定する海区を次のように指定する。

〈福岡県関係〉

福岡県豊前、筑前、福岡県有明

(選挙権及び被選挙権)

第 86 条 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村 (海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて農林水産大臣が指定したものを含む。) の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2 (以下、略)

○漁業法第 86 条第 1 項の主務大臣の指定する市町村 (昭和 31 年 7 月 17 日農林省告示第 427 号, 改正 平成 19 年 6 月 15 日農林水産省告示第 798 号)

漁業法 (…(略)…) 第 86 条第 1 項の規定に基づき、同項の主務大臣の指定する市町村を次のように指定…(略)…する。

〈福岡県関係〉

福岡市南区 久留米市 大川市

(選挙人名簿)

第 89 条 (略)

2 (略)

3 選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。

4 (略)

5 市町村の選挙管理委員会は、毎年 10 月 20 日から 11 月 3 日までの間、市役所、町村役場又は当該選挙管理委員会が指定した場所において、選挙人名簿を選挙人の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、縦覧開始の日前 3 日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

6 選挙人名簿は、12 月 5 日をもつて確定する。

7 選挙人名簿は、次年の 12 月 4 日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登載されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登載されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

8 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登載されている者が当該市町村の選挙人名簿に登載される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

9 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村の選挙人名簿に登載されている者を当該市町村の選挙人名簿に登載したときは、直ちにその旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第 137 条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては区及び総合区に適用する。